

『たけのこ』を出荷する場合の手順及び 測定所の利用方法について

1 生産者認証登録について（新規の方）

たけのこを出荷・流通するためには、宮城県に「生産者認証登録」をする必要があります。当該登録をお済みでない方は、下記に注意のうえ手続きをしてください。

（昨年度までに登録済みの方は不要です。なお、登録証を紛失した方は、丸森町農林課林業振興班に申し出願います。）

※ 基準値（100バケル）を超えるたけのこが1本でも出荷・販売されると、丸森町全域のたけのこが再び出荷できなくなりますので、皆様のご協力をお願いします。

《登録から出荷までの手順》

(1) たけのこを出荷したい方は、指定の申請書に必要事項を記入し、竹林の場所が分かる地図を添付して、丸森町農林課林業振興班に提出してください。提出された申請書は、農林課から宮城県に送付いたします。

※申請書用紙は、丸森町農林課林業振興班、各まちづくりセンター（丸森まちづくりセンターを除く）に備え付けてあります。

また、丸森町ホームページからダウンロードできます。



(2) 宮城県で登録後、次の2種類が宮城県から申請者に郵送されます。

- ①「宮城の安全・安心なたけのこ生産者認証登録通知書」
- ②「登録証明書」



(3) 「登録証明書」を持参のうえ、裏面に記載している丸森または小斎の測定所で出荷予定のたけのこを全量検査し、非破壊検査による基準値以下のたけのこのみ、検査済みシールを貼って出荷してください。

■ 生産者登録にかかる注意事項

生産者登録申請書を農林課に提出後、宮城県から登録証明書が申請者に郵送されるまでに、2週間程度かかります。登録証明書がなければ、たけのこの検査・出荷はできませんので、お早めに手続きをお願いします。

測定所の利用方法等については、裏面をご覧ください。

裏面あり

2 放射性物質濃度測定所の利用方法等について

測定所を利用する場合は、県が発行した「登録証明書」を必ず持参ください。
(各測定所は、町からの委託を受けて測定業務を実施しています。)

【測定は無料で実施します】

1. 不動尊クラインガルテン放射性物質濃度測定所

- ・場 所：不動尊クラインガルテン管理棟内（丸森町字上滝西35-5）
- ・測 定 者：丸森町不動尊市民農園管理組合
- ・測 定 日：4月中旬～5月11日まで 毎日
5月12日～6月末まで 毎日（火曜日を除く）
- ・受付時間：午前7：00～10：00
- ・検査対象：丸森、金山、筆甫、大内、小斎、舘矢間地区で採取したたけのこ
- ・お問合せ：丸森町不動尊市民農園管理組合 Tel0224-73-1150

2. 小斎蔵の市放射性物質濃度測定所

- ・場 所：蔵の市直売所 ※小斎まちづくりセンター向かい
(丸森町小斎字北向地内)
- ・測 定 者：小斎蔵の市運営管理組合
- ・測 定 日：4月中旬～7月上旬まで 毎日（月・木曜日を除く）
- ・受付時間：午前9：00～10：00
- ・検査対象：小斎地区で採取したたけのこ（1人あたりコトシ1つまで）
- ・お問合せ：小斎蔵の市運営管理組合 今野宗敏 Tel0224-78-1526

■ 共通事項

検査基準：600g以上、直径5cm以上、長さ50cm以下のたけのこ

※上記基準に満たないと、エラーとなり測定することができません。

搬入方法：たけのこを持ち込む際は、土等を取り除き、きれいに洗って、1本ごとビニール袋に入れ持参してください。

検査時間の予約はできません。持ち込み順となります。

宮城の安全・安心なたけのこ生産・販売にご協力をお願いします

連絡先 丸森町農林課林業振興班

電 話 0224-72-2146

F A X 0224-72-3041

e-mail rinshin@town.marumori.miyagi.jp